

平成 3 0 年 6 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 37 号

平成 30 年度射水市一般会計補正予算（第 2 号）

以上 1 議案については、別途説明につき説明省略

議案第 38 号

射水市市税条例及び射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正について

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 個人の市民税の非課税の範囲及び基礎控除の見直し

ア 平成33年度以後、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を125万円以下から135万円以下とするもの。

イ 平成33年度以後、均等割及び所得割の非課税限度額を現行より10万円引き上げるもの。

ウ 平成33年度以後、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除の適用はできないこととするもの。

(2) 市たばこ税の税率及び加熱式たばこの課税方式の見直し

ア 市たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるもの。

(税率：1,000本当たり)

	現行	改正案		
		平成30年10月1日	平成32年10月1日	平成33年10月1日
市たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円

イ 加熱式たばこの課税標準について、重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方式とし、平成30年10月1日から平成34年10月1日まで段階的に移行するもの。

(3) 固定資産税の課税標準の特例の創設

中小事業者等が生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から平成33年3月31日までの間に、市が策定する導入促進基本計画に従って取得した一定の機械装置等についての課税標準の特例措置を創設し、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り、固定資産税をゼロに軽減するもの。

(4) その他

その他規定の整備を行うもの。

2 施行期日

(1) 1(1)に係る改正規定 平成33年1月1日

(2) 1(2)に係る改正規定 平成30年10月1日

(3) 1(3)に係る改正規定 生産性向上特別措置法の施行の日

(4) 1(4)に係る改正規定 個別に施行日の定めのある規定を除き、平成30年10月1日

議案第 39 号

射水市介護保険条例の一部改正について

(説 明)

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 56 号）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例に基づく第 1 号被保険者（65 歳以上）の保険料段階の判定に関する基準については、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の規定を引用しており、同令の改正により当該引用条項が改められたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

2 施行期日

平成 30 年 8 月 1 日

議案第40号

射水市国民健康保険税条例の一部改正について

(説明)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)及び地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第125号)の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う地方税法の改正に併せて「課税額」の定義について改正するもの。

(2) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため、賦課限度額を次のとおり引き上げるもの。

区 分	賦 課 限 度 額		引上げ額
	現 行	改正案	
医療分	54万円	58万円	4万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	—
介護納付金分	16万円	16万円	—
合 計	89万円	93万円	4万円

(3) 国民健康保険税の軽減対象の拡充

低所得者の保険税負担の軽減を図るため、均等割額及び平等割額に係る5割軽減及び2割軽減の判定に用いる所得の基準について、次のとおり改正するもの。

区 分	軽 減 判 定 所 得 の 基 準	
	現 行	改 正 案
7割軽減	33万円以下	現行どおり
5割軽減	33万円+27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	33万円+27.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
2割軽減	33万円+49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	33万円+50万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

※特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療保険の被保険者になった者で、引き続き同一の世帯に属するもの

(4) その他規定の整備を行うもの(字句の改正)。

2 施行期日

条例公布の日(平成30年度分から適用)

議案第41号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等について一部改正され、条項の項番号が繰り下げ等されたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用期日

平成30年4月1日

議案第42号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

(説明)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）に基づき、課税免除の対象となる期間について、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

対象となる期間を国が富山県地域未来投資促進計画に同意した日（平成29年9月29日）から起算して5年以内に改めるもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 4 3 号

射水市営住宅条例の一部改正について

(説 明)

公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

公営住宅法第 1 6 条第 4 項に規定する認知症である者、知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する市営住宅入居者が、収入申告をすることが困難である場合、収入申告義務を免除し、市長が官公署における必要な書類の閲覧等により当該認知症患者等の収入の状況を把握し、家賃を決定できるようにするもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 4 4 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説 明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 3 0 年厚生労働省令第 4 6 号）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

放課後児童支援員の資格要件の一部を次のとおり改めるもの。

- (1) 一定の実務経験があり、市長が適当と認めるものを資格要件に追加し、対象を拡大するもの。
- (2) 学校の教諭となる資格を有する者を資格要件としていところ、取扱いを明確化し、有効な教員免許取得者を対象とする規定に見直しを行うもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第45号

市道路線の認定について

(説明)

開発行為に基づく道路の帰属等、住民に密着した生活基盤の充実を図るため、14路線を市道路線として認定しようとするもの(道路法第8条第2項)。

認定する路線

図面 番号	認定路線名	起 点	終 点
1	新湊302号線	本町一丁目	本町一丁目
2	七美73号線	七美	七美
3	竹鼻若林線	竹鼻	若林
4	作道262号線	殿村	殿村
5	戸破2136号線	戸破	戸破
6	戸破2137号線	戸破	戸破
7	戸破2138号線	手崎	手崎
8	黒河581号線	黒河	黒河
	黒河582号線	黒河	黒河
	黒河583号線	黒河	黒河
	黒河584号線	黒河	黒河
	黒河585号線	黒河	黒河
9	二口16号線	二口	二口
10	北高木11号線	北高木	北高木

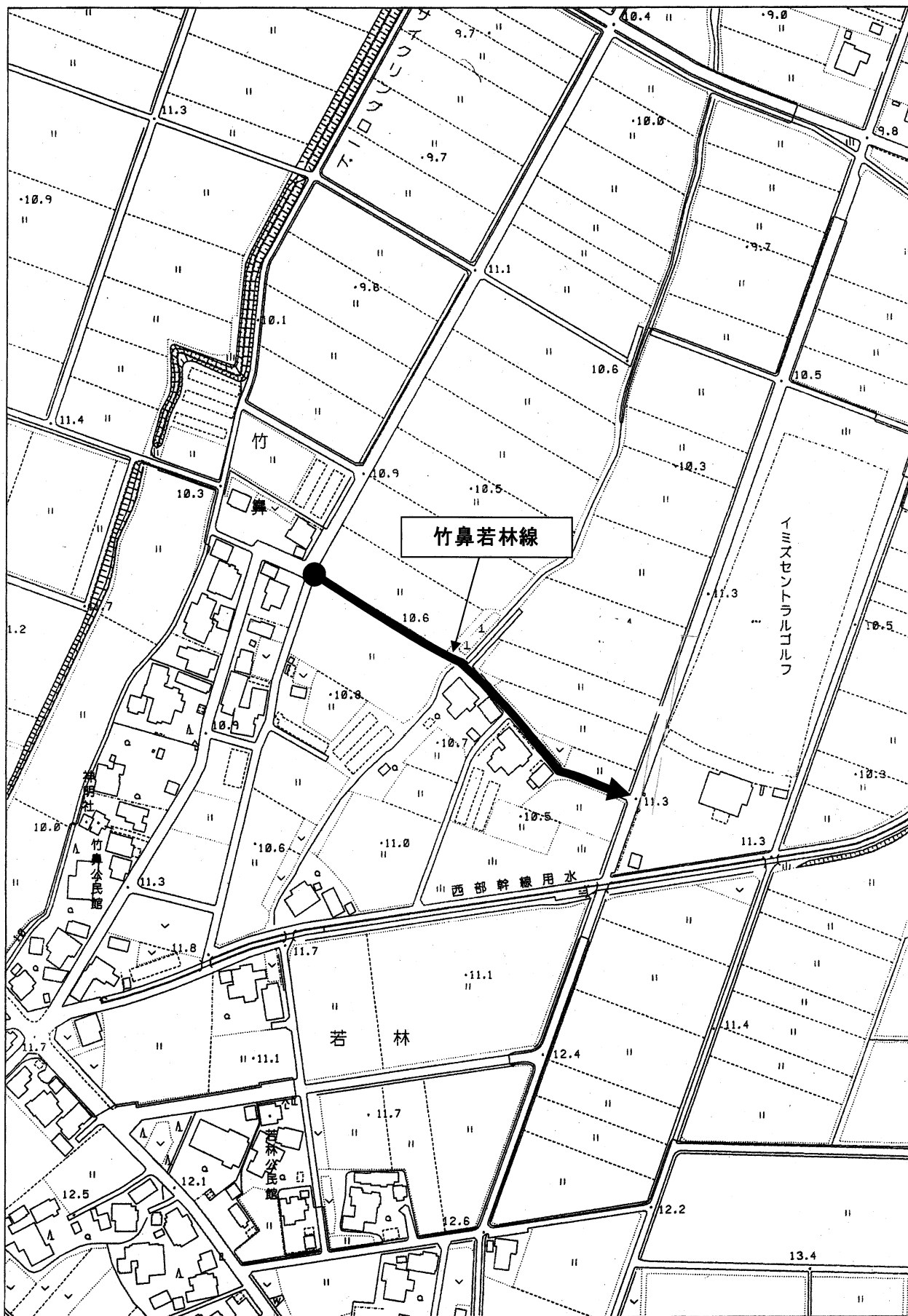
射水市道認定路線図 1



射水市道認定路線図 2



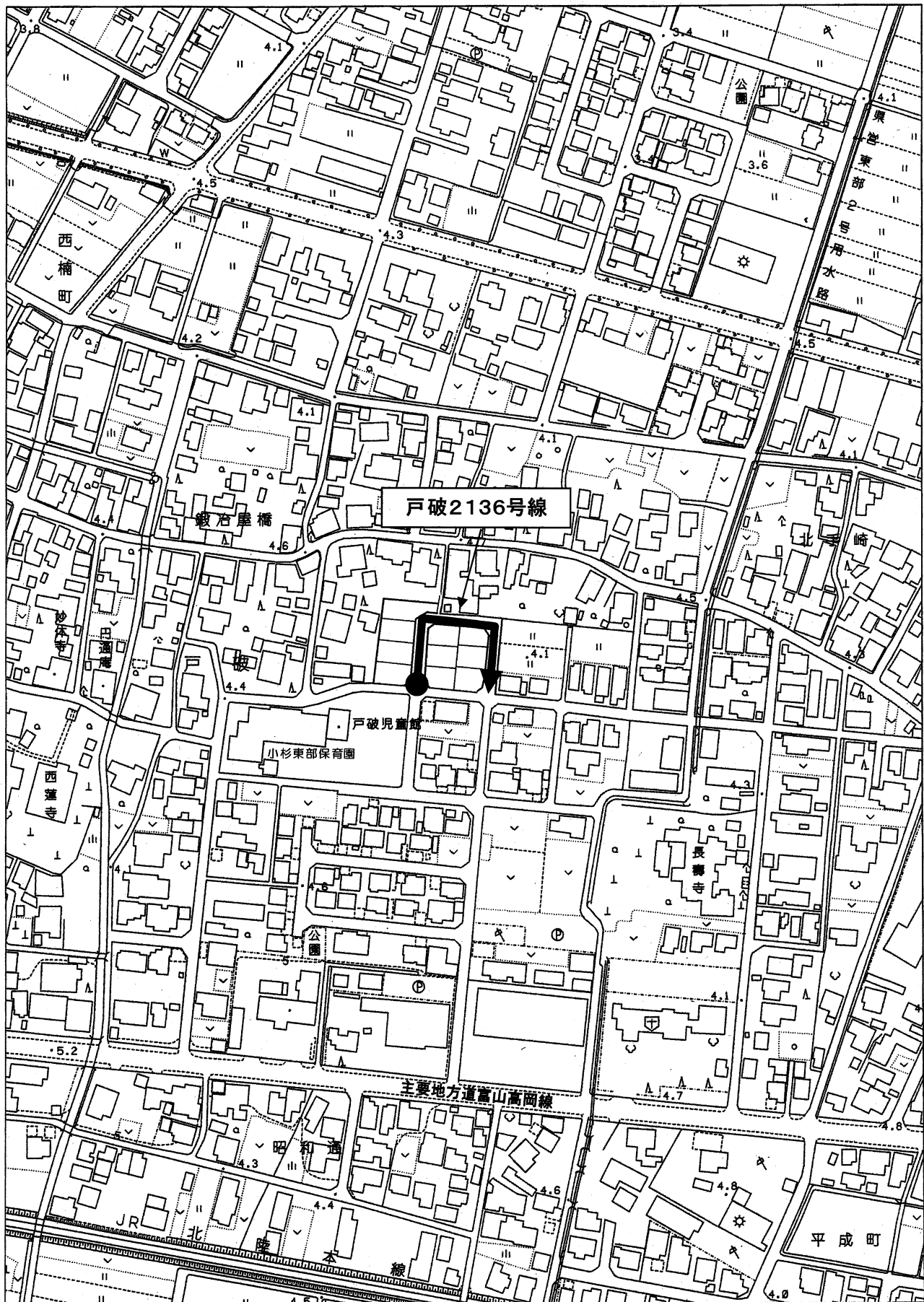
射水市道認定路線図 3



射水市道認定路線図 4



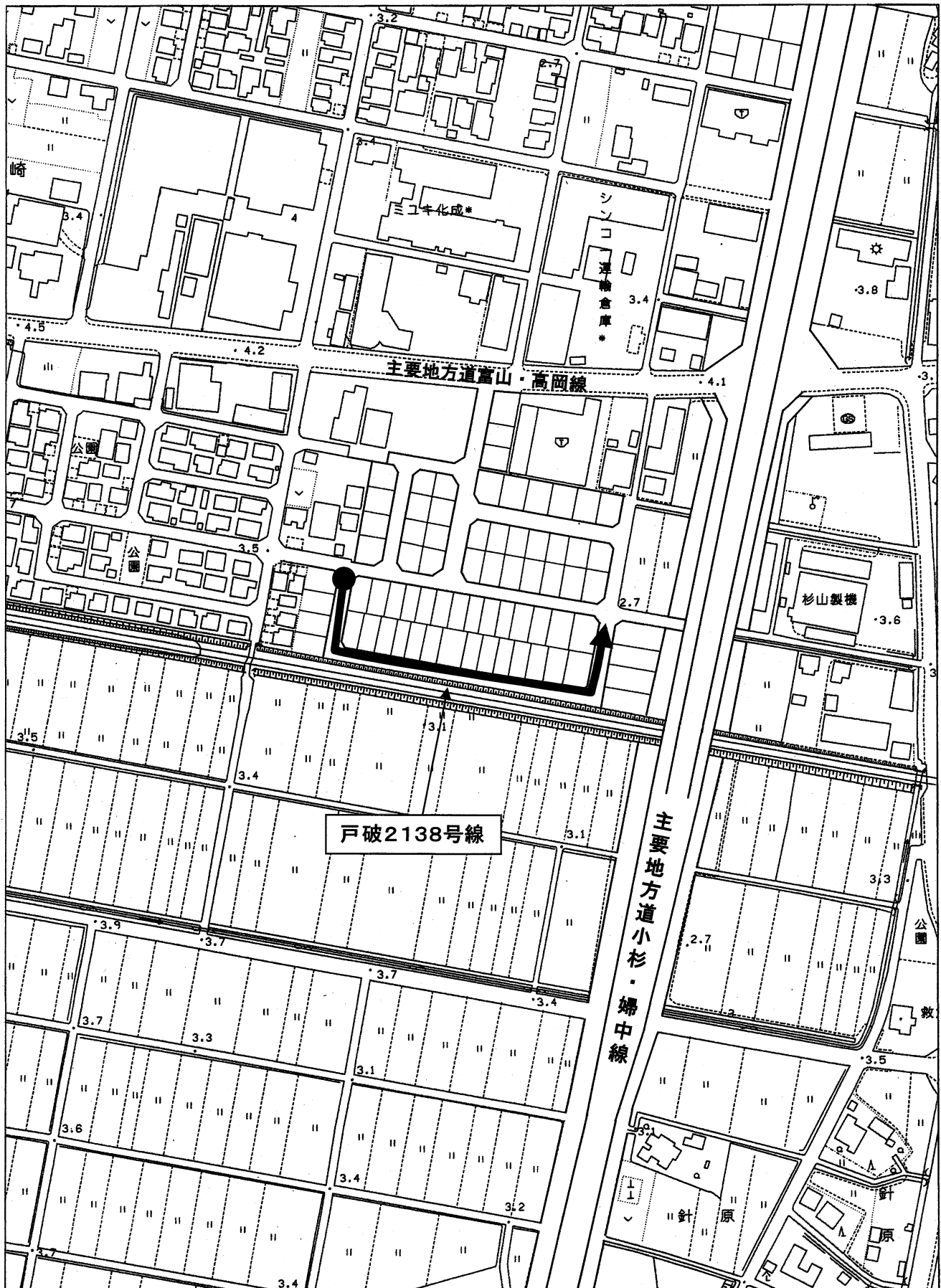
射水市道認定路線図 5



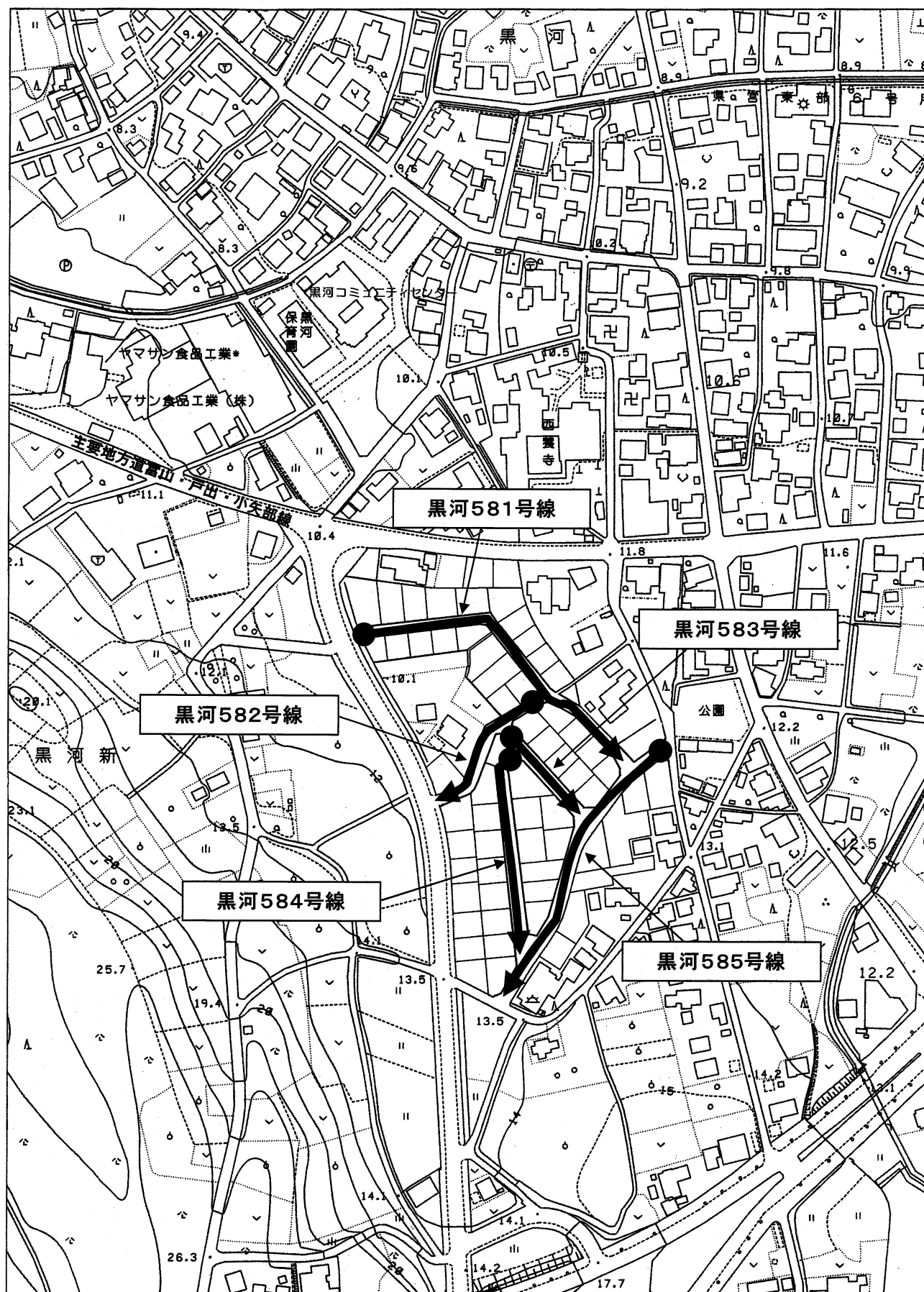
射水市道認定路線図 6



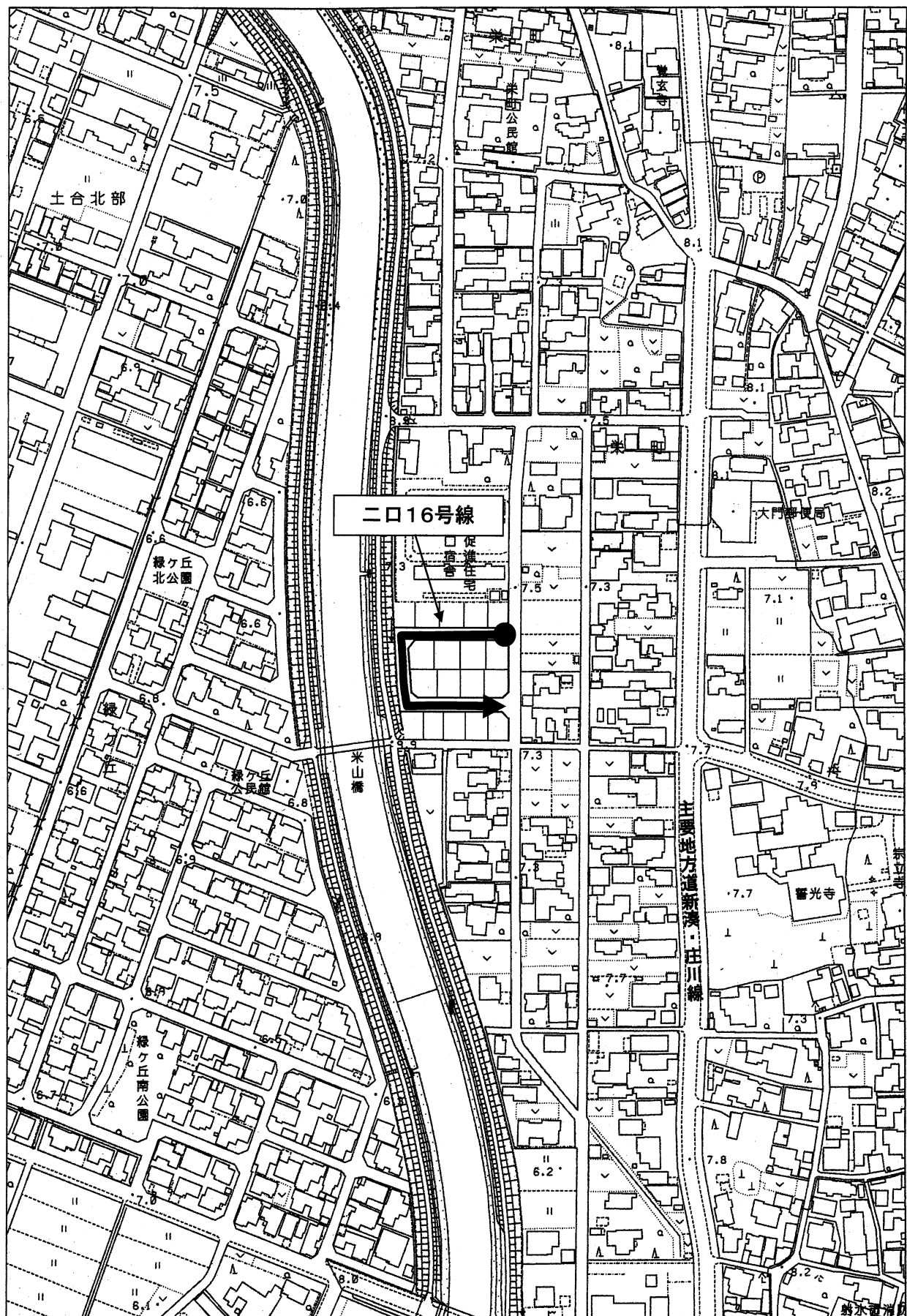
射水市道認定路線図 7



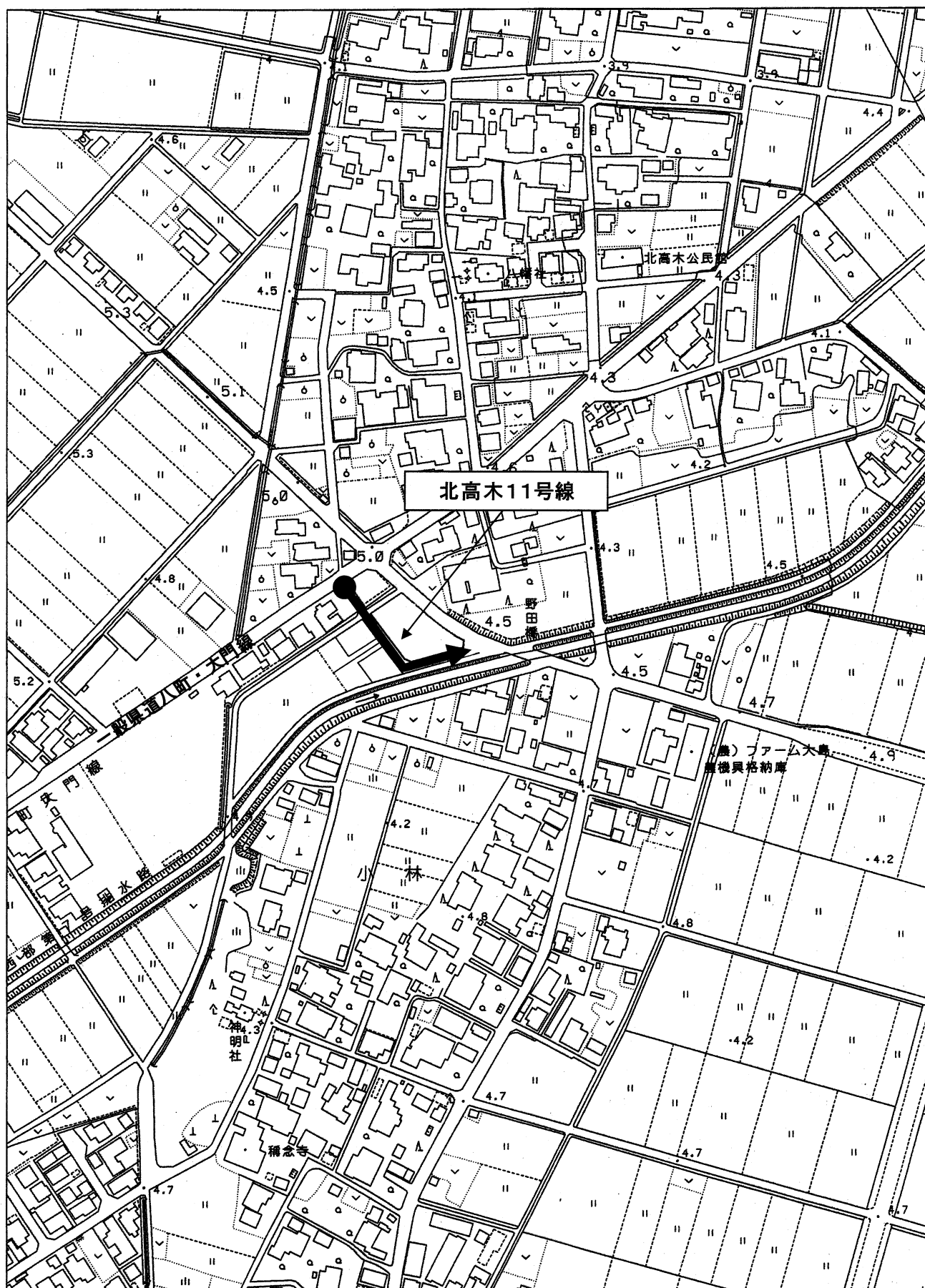
射水市道認定路線図 8



射水市道認定路線図 9



射水市道認定路線図 1 0



議案第46号

動産の取得について

(説明)

平成30年5月9日に指名競争入札に付した消防ポンプ自動車の購入について、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項（別表第4）、同法施行令第167条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条）。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
消防ポンプ自動車	2台	指名競争入札 による契約	28,296,000円 (うち消費税等 2,096,000円)	富山市牛島新町4番10号 株式会社モリタ富山営業所 所長 岡本 直彦	平成30年 12月18日

議案第47号

動産の取得について

(説明)

高規格救急自動車の購入について、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項（別表第4）、同法施行令第167条の2第1項、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条）。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
高規格救急自動車	1台	随意契約	33,191,640円 (うち消費税等 2,458,640円)	射水市戸破1723番地1 富山トヨタ自動車株式会社小杉店 店長 古澤 克行	平成30年 11月28日

議案第48号

射水市小杉社会福祉会館改修・改築（建築主体）工事請負契約について

（説 明）

平成30年5月17日に制限付き一般競争入札に付した射水市小杉社会福祉会館改修・改築（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	817,560,000円 （うち消費税等 60,560,000円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	牧田組・新高建設射水市小杉社会福祉会館改修・改築（建築主体）工事共同企業体 代表者 射水市庄西町一丁目18番33号 株式会社牧田組 代表取締役社長 牧田 和樹 構成員 射水市庄西町一丁目18番33号 株式会社牧田組 代表取締役社長 牧田 和樹 構成員 射水市本町一丁目3番17号 新高建設株式会社 代表取締役 鳥本 龍弥	契約締結の日 ～ 平成31年 9月30日

議案第49号

射水市小杉社会福祉会館改修・改築（機械設備）工事請負契約について

（説 明）

平成30年5月17日に制限付き一般競争入札に付した射水市小杉社会福祉会館改修・改築（機械設備）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
機械設備 工事	179,820,000円 (うち消費税等 13,320,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	織田・ばんどー工業射水市小杉社 会福祉会館改修・改築（機械設備） 工事共同企業体 代表者 射水市戸破4112番地1 株式会社織田 代表取締役 織田 寿一 構成員 射水市戸破4112番地1 株式会社織田 代表取締役 織田 寿一 構成員 射水市戸破2864番地 株式会社ばんどー工業 代表取締役 坂東 実	契約締結の日 ～ 平成31年 9月30日

報告第 7 号

専決処分の報告について

(説 明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
33	平成30年5月21日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 37,800円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 消防車による物損事故 発生日 平成30年3月14日 場 所 射水市加茂中部地内

報告第 8 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

（説 明）

平成 29 年度射水市一般会計補正予算（第 9 号）（平成 30 年 3 月 19 日可決）第 2 条において繰越明許費を設定した経費について、その繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第 146 条第 2 項）。

事 業 名	翌年度繰越額
	円
コミュニティセンター整備事業費	40,800,120
戸籍住民基本台帳費	0
子ども子育て総合支援センター管理費	5,000,000
斎場整備事業費	39,994,000
農業振興推進費	10,260,000
6次産業化推進費	33,000,000
土地改良事業推進対策費	28,800,000
農地管理費	4,531,750
新湊漁港建設費	3,144,000
市道新設改良費	2,650,000
地方道路交付金事業費	8,037,000
地方特定道路整備費	20,115,000
道路橋梁維持費	51,285,200
橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	0
土砂災害対策費	25,200,000
地籍調査費	1,450,000
まちづくり交付金事業費	223,500,000
重点密集市街地整備費	75,168,000
歌の森小学校整備費	280,000,000
大門中学校整備費	3,024,000
小杉南中学校整備費	185,000,000
社会教育施設管理運営費	8,005,600
土木災害復旧費	42,398,760
合 計	1,091,363,430

報告第 9 号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

（説 明）

地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかった経費の繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第26条第1項及び第3項）。

事 業 名	翌年度繰越額
	円
公共下水道事業	5,979,000
改築事業	126,163,000
雨水整備事業	1,675,891,000
特定環境保全公共下水道事業	3,167,000
農業集落排水事業	60,528,000
合 計	1,871,728,000

報告第10号

建設改良費繰越計算書について（病院事業会計）

（説 明）

地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかった経費の繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第26条第1項及び第3項）。

事 業 名	翌年度繰越額
	円
射水市民病院病棟2階空調設備更新工事	8,856,000
射水市民病院地域包括ケア病棟改修 （その1）工事	6,372,000
射水市民病院地域包括ケア病棟改修 （その2）工事	8,564,400
合 計	23,792,400